

「吉田町中小企業・小規模企業振興基本条例」の制定案に対する
パブリックコメントの実施結果について

「吉田町中小企業・小規模企業振興基本条例」の制定案に対して実施したパブリックコメントにつきましては、貴重な御意見等をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

いただいた御意見等の概要とこれらに対する町の考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

なお、御意見等の一部については、趣旨を損なわない範囲で集約させていただいておりますので御了承ください。

1 パブリックコメントの実施概要

(1) 案件名 「吉田町中小企業・小規模企業振興基本条例」の制定案について

(2) 実施期間 令和7年6月30日(月)～令和7年7月14日(月)

(3) 公表方法

ア 吉田町ホームページでの閲覧

イ 吉田町役場庁舎6階産業課での閲覧

ウ 吉田町情報コーナー（役場1階ロビー）での閲覧

(4) 募集結果

意見の提出方法	件数	人数
持 参	1	1
郵 送		
ファクシミリ		
電子メール	1	1
募集フォーム		
合 計	2	2

2 意見等の概要と町の考え方

案件名	「吉田町中小企業・小規模企業振興基本条例」の制定案について	
番号	意見等の概要及び町の考え方	
1	ページ、項目等	前文
	意見等の概要	「地域社会全体が、地域社会における中小企業・小規模企業の果たす役割とその重要性について理解を深める」との記載があります。 また、第3条2項に「地域社会において重要な役割」第4条3項に「地域社会における中小企業・小規模企業の重要性」第5条2項に「地域社会において重要な役割」第7条に「中小企業・小規模企業の重要性」との記載があり、本文中に多用されている「地域社会における中小企業・小規模企業の果たす役割とその重要性」とは、何かについて一部は記載されていますが、整理し具体的に前文に明記すべきと考えます。
	町の考え方	前文では、はじめに、本町経済の特色や強み、本町企業の大部分を占める中小企業・小規模企業が地域における経済と雇用を支えるとともに社会貢献活動の主体となり、重要な役割を担っていること、地域社会全体が中小企業・小規模企業を支援することが必要であることを確認しています。 そのために、中小企業・小規模企業の自主的な努力を基本としながらも、町全体において、中小企業・小規模企業の振興に取り組んでいくことを明確にしています。
2	ページ、項目等	第1条及び第4条
	意見等の概要	第1条及び第4条に「中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進」と記載されています。「総合的に推進」とは、どのように推進する事かの具体的説明を記載すべきと考えます。
	町の考え方	第11条において、本条例における施策の基本方針を示しています。本条例ではそれらの施策を軸として中小企業・小規模企業の振興を推進してい

		くこととしています。
3	ページ、項目等	第4条から第7条まで
	意見等の概要	第4条（町の責務）、第5条（中小企業・小規模企業の努力）、第6条（中小企業・小規模企業支援機関の責務）の「責務」と「努力」に区別した町の意図は何でしょうか。また、以下の文末の違いが意味するものは何でしょうか。 第4条（町の責務）「推進するものとする」 第4条2「求めるものとする」 第4条3「努めなければならない」 第5条（中小企業・小規模企業の努力）「努めるものとする」 第5条2「努めるものとする」 第6条（中小企業・小規模企業支援機関の責務）「協力しなければならない」 第6条2「実施しなければならない」 第6条3「努めなければならない」 第7条（大企業の役割）「努めるものとする」
	町の考え方	町、中小企業・小規模企業支援機関については、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施において果たす役割が大きいことから、他主体よりも強い位置付けの「責務」としています。また、中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の自主的な努力において経営の向上を促進することを基本としていることから「努力」としております。 文末について、「しなければならない」は一定の行為をすることを義務付けしている場合の表現となります。「するものとする」は、「しなければならない」よりは、義務付けの感じが弱く、ある原則なり方針なりをしますという場合に用いる表現となります。

4	ページ、項目等	第5条（中小企業・小規模企業の努力）
	意見等の概要	「中小企業・小規模企業は、経済的かつ社会的な環境の変化等に対応するため、相互に連携を図りながら協力し」の記載について、経済的かつ社会的な環境の変化等への対応は中小企業・小規模企業相互の連携や協力だけで解決するのは難しいと考えます。町や中小企業・小規模企業支援機関の関与が必要であり、それに即した記載が本基本条例に必要と考えます。
	町の考え方	第5条においては「協力し」の後に「主体的かつ積極的に経営の向上に努めるものとする。」と定めており、努力義務としております。まずは、中小企業・小規模企業が相互に連携することで自主的な経営向上に努めていただき、それをバックアップする組織として、町や中小企業・小規模企業支援機関があり、それぞれの組織が責務として関与していくものと考えています。
5	ページ、項目等	第7条（大企業の役割）
	意見等の概要	小規模企業と連携し、及び協力して事業活動とあるが、「、及び協力し」部分の言葉使いが不自然、「及び協力」⇒「相互に協力」ではどうか？
	町の考え方	ご指摘のとおり、わかりやすい平易な表現にいたします。 「連携し、及び協力して」を「連携及び協力して」という表現に改めます。
6	ページ、項目等	第11条（施策の基本方針）
	意見等の概要	(1)から(8)までの施策は、町のどの課が主体的に推進するかを明記した方が良いと考えます。また、(1)から(8)までの施策の数値目標等を基本条例では示さないとしても、いつ、どのような計画で示す予定でしょうか。
	町の考え方	第11条では、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本方針を示しております。施策の実施については、現時点では産業課

		を核として町全体において横断的に行っていくこととしております。 また、数値目標等については、既に総合計画や実施計画において評価を行っているところであり、今後も同様に行ってまいります。
7	ページ、項目等	中小企業・小規模企業振興施策の評価について（その他）
	意見等の概要	本基本条例に記載されています施策の進捗を評価する機関または機会を基本条例に明文化しない理由は何でしょうか。
	町の考え方	6の回答のとおり、数値目標等については、既に総合計画や実施計画において評価を行っているところであり、今後も同様に行ってまいります。
8	ページ、項目等	第12条（意見の聴取）
	意見等の概要	第3条3項において、「町は中小企業・小規模企業や中小企業・小規模企業支援機関と連携して中小企業・小規模企業の振興を図る」と記載しています。常にそれらと連携し、意見を交わしながら進めるとしたら、第12条は必要でしょうか。
	町の考え方	ご意見のとおり、第3条第3項に包含されることが考えられることから第12条は削ることといたします。
9	ページ、項目等	第13条（財政上の措置）
	意見等の概要	「町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。」は財政措置を講ずる場合もあれば、講じない場合もあると解釈できる曖昧な表現です。中小企業・小規模企業の振興のための財政措置に対してより明確な表現に変えていただきたいと考えます。
	町の考え方	財政上の措置につきましては、町の財政状況、全体の予算配分等にも影響されることもあり、あくまでも努力義務としておりますが、町といたしま

		しては、必要な施策に対する財政措置につきましては、今後も引き続き講じてまいります。
10	ページ、項目等	後継者問題について（その他）
	意見等の概要	少子高齢化の中、後継者問題は地域の事業の持続性の観点から喫緊の課題であると考えます。この課題への対策・対応について町の考え方を本基本条例に記載すべきと考えます。
	町の考え方	後継者問題につきましては、喫緊の課題であると捉え、第11条第3号の施策の基本方針においても、事業承継の促進に関する施策を講ずるものとして規定しております。また、その他の施策についても同様に課題として捉えた事項を解決するため施策であり、個別の課題のみを捉えた対策・対応について具体的な規定はいたしません。